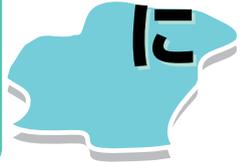


大切な財産を守るために 地籍調査をはじめます



町では、平成18年度から、都市建設課内に地籍調査係を新設し、町民の皆さんの貴重な財産である土地の地籍を確定し、効率的な土地利用を図るため、順次地籍調査を進めていくことになりました。

地籍調査を進めるに当たっては、皆さんのご理解・ご協力が必要不可欠です。今月から数回にわたり、地籍調査についての記事を掲載いたしますのでよく読んでいただき、理解を深めていただければと思います。

第1回 地籍調査とは？

地籍調査とは、土地分類調査、水調査と並び、国士調査法に基づく「国士調査」の一つであり、主に市町村が主体となっており、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測定するものです。ただし、所有者の変更など、所有権に関することはできません。

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。わが国において、現在土地に関する記録として広く利用されている登記所に備え付けられている地図は、その半分ほどが、いまだに明治時代初期の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものです。公図は、境界、形状などが現実とは違う場合があります。



また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合もあるのが実態です。このため、土地取引が円滑にできない、災害などの復旧に時間がかかる、公共事業が進まないなどの問題が生じています。

地籍調査が行われると、その成果は登記所に送られ、登記所においてこれまでの登記簿、地図が更新されることとなります。更新された登記簿、地図は、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されています。

地籍調査係より

このような内容の調査が今年度より開始されました。まずは、町民の皆さんへの周知を図るとともに、調査順序・調査手順・調査方法等の詳細な事業計画の策定を進めているところです。

本格的な現地での調査開始は、次年度以降となりますが、調査が始まれば町民の皆さんのご協力は必要不可欠です。気持ちよくご協力いただくために、この事業を良く理解していただき、ご不明な点などはお気軽に都市建設課・地籍調査係にお問い合わせください。



地籍調査前 公図（字限り図）



地籍調査後 地積図



▼問い合わせ先＝都市建設課 地籍調査係 ☎9148
t-kensetsu01@town.kaminokawa.tochigi.jp